

奈良県告示第二百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年十二月十九日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
西井歯科医院	御所市大字宮戸一〇一	令和五年九月三十日
杉森内科胃腸科	生駒市東生駒四丁目三九八―一六六	令和五年十月三十一日
民上歯科医院	北葛城郡広陵町大字疋相一二一の一〇	令和五年十月三十一日
堀川医院	香芝市穴虫一〇六	令和五年十月三十一日
山添医院	桜井市大字三輪三八一番地	令和五年十一月六日
中野医院	橿原市内膳町四丁目五の一六	令和五年十一月三十日